

# 石川県公報

令和4年3月31日(木曜日)

号 外

(第32号)

## 目 次

議 会		人事委員会	
○石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程	1	○石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
選挙管理委員会		労働委員会	
○石川県選挙管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	1	○石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	2
監査委員		収用委員会	
○石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	2	○石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	3

## 議 会

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県議会議長 石 田 忠 夫

### 石川県議会規程第一号

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成二十年石川県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とする。

第五条中「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第39号

石川県選挙管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県選挙管理委員会告示第77号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県選挙管理委員会

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 監 査 委 員

### 石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県監査委員規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第6条を第7条とする。

第5条中「措置であって規則で定めるものは」を「措置は」に、「前条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第七号

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県人事委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十年石川県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 労 働 委 員 会

### 石川県労働委員会告示第1号

石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 労 働 委 員 会

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 収 用 委 員 会

### 石川県収用委員会規程第1号

石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県収用委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 収 用 委 員 会

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

